

鳥取県まちなか振興ビジネス活性化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県まちなか振興ビジネス活性化支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、商店街振興組合等が商業・居住エリアである、まちなかを振興する観点で実施する地域課題に対応する事業に要する経費の一部について市を通じて補助し、まちなか振興を図ることにより、まちなかにおける中小商業の振興に寄与することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において「商店街等」とは、市の公的計画等で商業振興地域等として位置づけられた地域内において市が商店街等として認める商業集積とする。

- 2 この要綱において「商店街組織」とは、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、共同出資会社、事業協同組合及び法人化されていない任意の商店街等を構成する団体（定款等により代表者の定めがあり財産管理等が適切に行うことができると市が認めるものに限る。）をいう。
- 3 この要綱において「共同出資会社」とは、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第7条第7項第6号に掲げる会社をいう。
- 4 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者とする。
- 5 この要綱において「地域課題」とは、事業を実施する商店街等における生活者・来街者ニーズに基づく課題であって次に掲げるものとする。

- (1)少子化
- (2)高齢化
- (3)安全・安心
- (4)まちなか商業集積の衰退・賑わいの喪失
- (5)デジタル化（キャッシュレス化）
- (6)地産地消
- (7)その他各地域において広く認識されている固有課題

- 6 この要綱において「商工団体の継続的な経営支援」とは、事業計画立案時点から補助事業終了まで継続的に商工団体（商工会議所、商工会連合会、商工会、中小企業団体中央会）から受ける経営支援とする。

(交付対象事業)

第4条 本補助金の交付対象事業は、商店街等において商店街組織等が実施する別表の第3欄に掲げる事業であって、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) まちなか振興につながり、環境整備等支援事業については1以上、出店促進支援事業及びにぎわい創出支援事業については2以上の地域課題の解決に資する事業であること。
- (2) 出店促進支援事業については、商店街等での新規出店に係る事業であって、商工団体より事業の継続性が高いと判断され、当該商工団体の継続的な経営支援を受ける事業であること。

(補助金の交付)

第5条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第3欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第4欄に掲げる者（以下「事業実施主体」という。）に対して、当該間接補助事業に要する同表の第5欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額について間接補助事業の実施に係る補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する市に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額又は市による間接補助金の額に2分の1を乗じて得た額のいずれか低い額（環境整備等支援事業及び出店促進支援事業につ

いては一件当たり 3,000 千円、にぎわい創出支援事業については一件当たり 300 千円、にぎわい創出支援事業に付随するクラウドファンディングを活用して資金調達する場合の手数料等の経費については一件当たり 150 千円を限度とし、千円未満は切り捨てるものとする。) 以下とする。

- 3 間接補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号。以下「産業振興条例」という。）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第 6 条 本補助金の交付申請は、商工労働部企業支援課長が別に定める日までに行わなければならぬ。

- 2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び第 2 号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第 7 条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から 20 日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第 3 号によるものとする。

(間接交付の条件)

第 8 条 市長は、第 5 条第 1 項に規定する間接補助金を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

| | | |
|---|----------------|---------|
| 第 12 条（第 4 項を除く。）、第 13 条、第 14 条、第 16 条第 2 項後段、第 17 条、第 25 条及び第 26 条 | 補助事業者等 | 間接補助事業者 |
| | 交付決定 | 間接交付の決定 |
| | 補助事業等 | 間接補助事業 |
| | 知事 | 市長 |
| | 様式第 2 号による | 市長が定める |
| | 対象事業 | 間接補助事業 |
| | 様式第 3 号による | 市長が定める |
| | 補助金等及び間接県費補助金等 | 間接補助金 |

- 2 市長は、間接補助事業者に間接補助金を交付するときは、産業振興条例の趣旨を踏まえ、工事の施工を県内事業者が行うこと、並びに委託業務は県内事業者が実施することという条件を付さなければならない。ただし、やむを得ない事情により県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。
- 3 市長は、本補助金に係る間接補助事業を実施する場合には、事業ごとに事業概要、地域課題への対応等について様式第 4 号により県に事前協議を行うものとし、県は様式第 5 号により申請可否について通知する。この場合において、県は当該間接補助事業に対し意見を有するときは、その意見を通知に付すことができる。
- 4 市長は、本補助金の申請を行う場合には、間接補助事業の内容及び本補助金の要件適否、前項の県の意見の反映等について、関係機関で構成する審査会の開催等による事前の審査を行わなければならない。

(承認を要しない変更)

第 9 条 規則第 12 条第 1 項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 間接補助金の増額又は 2 割以上の減額を伴う変更
(2) 間接補助事業に係る事業計画の重要な変更又は大幅な変更
(3) 間接補助事業の中止及び廃止

- 2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。
- 3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び第2号とする。

(間接的な変更等の承認)

第10条 市長は、第8条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 第7条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 市長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。
 - (1) 間接補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更
 - (2) 間接補助事業に係る事業計画の重要な変更又は大幅な変更
 - (3) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第11条 市長は、第8条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第12条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、間接補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

(間接補助金の支払)

第13条 市長は、間接補助事業に係る本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(間接的な財産処分の承認)

第14条 市長は、第8条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分を承認しようとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

- 2 第7条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 市長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）より短い期間を定めてはならない。
- 4 市長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。
 - (1) 取得価格又は効用の増加が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第15条 本補助金の間接補助対象経費には、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費

税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。

（雑則）

第 16 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 20 日から施行し、平成 25 年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 3 月 27 日から適用する。
- 2 平成 26 年 3 月 27 日までに補助金交付決定をした事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 15 日から施行し、平成 31 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行し、令和 6 年度の交付事業から適用する。ただし、第 8 条第 3 項後段及び第 4 項の改正規定は令和 6 年 10 月 1 日以降の同条第 3 項の事前協議から適用する。

様式第1号（第6条、第9条、第12条関係）

年度鳥取県まちなか振興ビジネス活性化支援事業実施（変更）計画（報告）書

1 事業の概要 （※既存資料の添付で代用可。）

| | |
|------------|--|
| 事業の名称 | |
| 事業の目的 | |
| 事業の実施場所 | |
| 事業の実施期間 | 年　月　日～　年　月　日 |
| 事業内容 | (※事業実施主体概要、事業区分、対応する地域課題、事業内容等を具体的に記入すること。) 事業実施主体 |
| 事業効果 | (※商店街等の現状・課題を踏まえ、見込まれるまちなか振興等に対する効果を説明すること。) |
| 県内事業者への発注等 | (※間接補助事業の実施に係る工事及び委託について、県内事業者への発注予定内容（実績報告の際は契約実績）を記載すること。また、県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ分かっている場合は、その理由を記載すること。) |
| 他の補助金活用の有無 | [有 ・ 無] (※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。) |
| その他 | (※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載してください。また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載してください。) |

2 経費区分及び資金計画

(単位：円)

| 経費区分 | 総事業費 | | | | | 備考 |
|------|------|-----|-------|-----|-----|----|
| | 本補助金 | 市町村 | 他の補助金 | 事業者 | その他 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | |

※ 本補助金の間接補助対象経費には、消費税及び地方税は含まれないことに留意すること。

[添付資料] (※①～⑤は申請時、⑥～⑨は実績報告時、⑩は隨時、変更申請時は下記参照)

- ① 間接補助事業者の概要（登記事項証明書、定款、名簿、事業報告書、決算書、総会資料等活動実績がわかるもの等）
- ② 事業計画書（図面、工程表、事業スケジュール等を含む。）
- ③ 工事見積書、委託契約見積書等
- ④ 間接補助事業の審査記録
- ⑤ 事業継続性に係る商工団体の意見書（出店促進支援事業のみ）
- ⑥ 市の交付決定通知
- ⑦ 出来高設計図書、施工前後の写真、検査調書の写し等
- ⑧ 工事契約書、委託契約書、証憑類（請求書・納品書・領収書等）の写し
※費用明細がわかるもの
- ⑨ 事業に係る成果品等（広告物、研修報告書の写し等）
- ⑩ 市の額の確定通知
- ⑪ その他（必要に応じて知事が指定）

※ 第9条の規定による変更申請の場合は、変更点を明確に記載すること。上記の添付書類は、変更申請に係るものを添付すること。

様式第2号（第6条、第9条、第12条関係）

年度鳥取県まちなか振興ビジネス活性化支援事業（変更）収支予算（決算）書

団体名：（市町村名）

1 収入の部

（単位：円）

| 科 目 | 金 額 | 摘 要 |
|-----|-----|-----|
| | | |
| 計 | | |

2 支出の部

（単位：円）

| 科 目 | 金 額 | 摘 要 |
|-----|-----|-----|
| | | |
| 計 | | |

（注）摘要欄には、積算等を明記すること。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

市長 様

職氏名

年度鳥取県まちなかビジネス活性化支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付（文書番号）の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県まちなか振興ビジネス活性化支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの金額については、別に通知するところによる。

| | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額又は市による間接補助金の実績額について、鳥取県まちなか振興ビジネス活性化支援事業補助金交付要綱（平成25年8月20日付第201300037487号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定を適用して算定した額と、前記(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 財産の処分制限

規則第25条第2項第4号の財産は、・・・・・とする。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業及び間接補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第8条関係）

鳥取県知事 様

市長

年度鳥取県まちなか振興ビジネス活性化支援事業補助金に係る事前協議について

鳥取県まちなか振興ビジネス活性化支援事業補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき、事業実施について下記のとおり事前協議します。

記

| | |
|------------|---|
| 補助事業等の名称 | |
| 事業概要 | (※事業実施主体概要、事業区分、事業の実施場所、実施時期、事業内容、事業実施による効果等。事業概要のわかる既存資料等の添付で代用可。) |
| 地域課題対応等の概要 | (※対応する地域課題、生活者・来街者ニーズの確認状況、市のまちづくり計画等との整合性、事業内容や期待される効果などのわかる既存資料等の添付で代用可。) |
| 添付資料 | |

様式第5号（第8条関係）

年　月　日

市長様

職氏名

年度鳥取県まちなか振興ビジネス活性化支援事業補助金に係る事前協議結果について（通知）

鳥取県まちなか振興ビジネス活性化支援事業補助金交付要綱第8条第3項に基づき 年
月　日付（文書番号）で事前協議のあった事業の申請可否について下記のとおり通知します。

記

1 補助事業等の名称

2 年度鳥取県まちなか振興ビジネス活性化支援事業補助金への申請可否
可 申請期限 年 月 日 (否)

3 意見等